

条例の点検・見直しシート

| | | | | | |
|----------|---|--|--------------|----------------------------------|---|
| | | 作成年月日 | 平成24年6月20日 | | |
| 条例の題名 | 三重県青少年健全育成条例 | 公 布 日 | 昭和46年12月24日 | | |
| 条例番号 | 昭和46年三重県条例62号 | 直近改正日 | 平成19年12月26日 | | |
| 所管部局課 | 健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課 | 電 話 番 号 | 059-224-2404 | | |
| 条例の概要 | 青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務等を明らかにし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成をはかることを目的とする。 | | 条例の 類型 | 規制型 | |
| 視点 | 項 | 目 | 回 答 | 検 討 内 容 | |
| 必要性 | | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 青少年の健全育成を推進するという目的は、妥当性を有している。 | |
| | | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 青少年の健全育成を推進していくうえで必要である。 | |
| | | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | | |
| | | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | はい | 各都道府県の条例と照らし合わせても、相違なく妥当性を有している。 | |
| | | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。 | はい | 罰則があるため条例での規定が必要である。 | |
| 適法性 | | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | 該当なし | | |
| | | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。 | はい | 他の都道府県条例も同様な規制である。 | |
| | | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | |
| 有効性 | | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | |
| | | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | 県民力ビジョンの子どもの保護対策の推進の根拠となっている。 | |
| | | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | | |
| 効率性 | | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | 新たに規制する項目はない | |
| | | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | |
| 公平性 | | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | 全ての県民を対象とするものである。 | |
| | | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | 全ての県民を対象とするものである。 | |
| | | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | 全ての県民を対象とするものである。 | |
| その他 | | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | はい | | |
| | | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点検・見直し結果 | 理由 | 特 記 事 項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 | |
| | | | | 無 | 無 |
| | 改正を検討する。 | 現在の規定は、要件のいずれをも満たし改正の必要がないと考えるが、条項整理への対応が必要である。 | | | |